

# 「みやこ<sup>そまぎ</sup>杉木」供給事業実施要領 (新築及び増改築、目隠し柵)

京都市域産材供給協会

## (趣旨)

第1条 本事業は、日常生活の中に「木」のある環境を整備し、「木の香りやぬくもりのある暮らし」の普及を支援することにより、地域の林業や木材関連業界の活性化を図り、市内の森林の保全につなげることを目的とする。

## (事業内容)

第2条 本事業は、以下の事業を行う。

- 1 京都市域産材供給協会（以下「協会」という。）は、京都市内の住宅や店舗等の所有者、使用者（以下「申請者」という。）を対象に、上限金額（税抜）16万円相当（1割は申請者負担）の京都市域産材「みやこ杉木」製品（以下「みやこ杉木」という。）を供給する（施工現場等への一回分の配送費を含む）。上限金額（税抜）を超えた分についても申請者の希望に応じて供給するが、その費用は申請者負担とする。なお、消費税等その他必要となる諸費用は申請者負担とする。
- 2 協会は、鴨川右岸に面する二条通から五条通間の室外機の所有者、使用者（以下「申請者」という。）を対象に、目隠し柵へ「みやこ杉木」を使用する場合、室外機1台あたり上限金額（税抜）8千円相当（1割は申請者負担）の「みやこ杉木」を供給する（施工現場等への一回分の配送費を含む）。上限金額（税抜）を超えた分についても申請者の希望に応じて供給するが、その費用は申請者負担とする。なお、地方消費税等その他必要となる諸費用は申請者負担とする。
- 3 上記1及び2のいずれも協会が供給する「みやこ杉木」は、「供給事業製品参考一覧」に掲載されているもののほか、協会が供給可能な規格とする。

## (募集方法)

第3条 募集は協会のホームページにて告知を行うとともに、行政関係機関及びイベント等にて広報紙を配布する。

### (募集件数)

第4条 募集件数は予算の範囲内とする。

| 区 分            | 募集件数 | 備 考               |
|----------------|------|-------------------|
| 住宅や店舗等の新築又は増改築 | 約30件 | 申請状況により件数が増える場合あり |
| 室外機の日隠し柵の設置    | 約20台 | 申請状況により台数が増える場合あり |

### (申請条件)

第5条 本事業の応募対象は、次項の条件のとおりとする。

- 1 住宅においては、京都市内に所在する住宅のうち、現在居住又は年度内に居住予定のものに限る。ただし、賃借に供するものは含まない。
- 2 店舗等においては、京都市内に所在する店舗等（賃貸を含む）のうち、すでに使用されている又は年度内に使用を開始するものとする。ただし、宿泊施設において年度内に使用を開始できない場合は、協会が別途定める「誓約書」を提出すること（「みやこ杣木」の供給を受けた日の翌日から起算して、当該宿泊施設の使用開始時期が1年間を超える場合を除く）。
- 3 供給を受ける「みやこ杣木」のうち、申請者が1割負担により供給を受けるものについては、当該「みやこ杣木」の額の1割以上は北山丸太（加工製品含む）を使用すること。ただし、設置後移動可能な家具類等への使用を目的とした「みやこ杣木」の供給は行わない。なお、本条件は、室外機の日隠し柵には適用しない。
- 4 本事業の趣旨により、供給された「みやこ杣木」は、その耐用年数が経過したと判断されるまでは維持・管理すること。
- 5 「みやこ杣木」の普及啓発のため、パンフレットやホームページ等へ使用状況写真の掲載にご協力頂くこと。
- 6 協会が行う使用状況に係る検査について、ご協力頂くこと。

### (申請)

第6条 本事業の申請は、協会へ下記の書類を郵送又は直接提出しなければならない。

- 1 申請書（第1号様式）
- 2 申請に係る承諾書（第2号様式）
- 3 注文書（第3号様式）
- 4 「みやこ杣木」を使用する予定箇所の写真（第4号様式）
- 5 現場位置図（任意様式）
- 6 違法建築物ではないことを証明する書類の写し（新築に限る）※例：建築確認済証等

- 7 平面図（「みやこ杣木」の使用予定箇所を着色したもの）（任意様式）
- 8 宿泊施設においては旅館業の許可証の写し。提出期限は協会が別途指定する。

#### （供給の決定）

第7条 協会は、申請を受理後、順次申請内容を厳正に審査し、その結果を速やかに申請者へ文書にて通知する。なお、申請件数が募集件数を超えた場合は、予算の範囲内で供給する。

#### （事業の変更）

第8条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合は、変更承認申請書（第5号様式）を速やかに協会へ提出し、書面にて協会からの承認を得るものとする。

#### （「みやこ杣木」の引渡し）

第9条 協会は、供給の決定を通知後、速やかに申請者が希望する場所（京都市内に限る）で「みやこ杣木」を引き渡すものとする。

#### （「みやこ杣木」の使用状況の確認）

第10条 申請者は、「みやこ杣木」の使用状況が確認できる状態時（棟上げ、事業完了直後等）に、協会の現地検査を受け入れなければならない。また、申請者は「みやこ杣木」を使用した新築又は増改築、目隠し柵の設置が完了次第、速やかに下記の書類を協会へ提出しなければならない。報告期限は、令和2年2月14日（協会必着）とする。

- (1) 報告書（第6号様式）
- (2) 使用状況写真（第4、第7号様式）

#### （補助の中止及び返還）

第11条 次項に該当する場合は、協会は供給した「みやこ杣木」相当額を申請者から返還させることが出来るものとする。

- (1) 申請内容に重大な虚偽があると認められた場合。
- (2) 供給を受けた「みやこ杣木」を、各使用箇所の用途における耐用年数を経過することなく撤去又は解体等を行った場合。ただし、災害等不可抗力による場合を除くものとする。
- (3) 宿泊施設においては、旅館業許可証の写しが提出されない場合。ただし、年度内に使用を開始できない場合は、協会が別途定める「誓約書」を提出すること（「みやこ杣木」の供給を受けた日の翌日から起算して、当該宿泊施設の使用開始時期が1年間を超える場合を除く）。